

# 景観重要建造物等保存事業費補助金の概要

## 1 対象となる建造物と樹木

補助対象となる建造物と樹木は、下記の要件に該当する必要があります。

### (1) 歴史的建造物

概ね昭和20年までに建築されたもので、その外観が秋田の歴史的景観にふさわしいものであること

※ただし、固定資産税が非課税となっている建造物は対象となりません。

### (2) 景観重要建造物

景観法の規定により指定された建造物で概ね昭和20年までに建築されたもの

### (3) 景観重要樹木

景観法の規定により指定された樹木

### ■ 建造物・樹木の主な共通要件

- ・良好な景観形成に重要なものであること。
- ・公共の場所から公衆によって容易に望見できるものであること。
- ・地域の景観資源として、地域住民に親しまれているもの。
- ・文化財保護法により国宝、重要文化財等に指定・仮指定されていないもの。

### ■ 建造物の要件

- ・外観が伝統的様式や技法で構成され、秋田の歴史的文化等が感じられるもの。
- ・日常的に使用されているか、または将来使用されることが確実であること。
- ・老朽化または改造の程度が著しくなく、原形をよく留めていること。または修復が可能なこと。
- ・適正な維持管理が継続的に行われることが期待できること。

### ■ 樹木の要件

- ・秋田の良好な景観形成に取り組む上で重要な位置・場所にあるもの。
- ・樹木の育成環境が良好であること。
- ・市民に広く親しまれ、保全する価値があると認められること。
- ・適正な維持管理が継続的に行われることが期待できること。

## 2 補助対象者

歴史的建造物、景観重要建造物、景観重要樹木の所有者または当該所有者から権限を委任された方が対象となります。

※ただし、秋田市税を滞納していないことが条件となります。

### 3 補助対象事業および対象行為等

- (1) 補助率はすべての項目について、2分の1となります。
- (2) 各項目を組み合わせて申請することができます。
- (3) 同一の建造物に係る補助金の限度額は、10年間で550万円となります。
- (4) 同一の樹木に係る補助金の限度額は、10年間で30万円となります。
- (5) 一会計年度の申請回数は1回となります。

※補助金の交付は、市の予算の範囲内とし、予算を超える時は、申請額を交付できない場合もありますのでご了承ください。

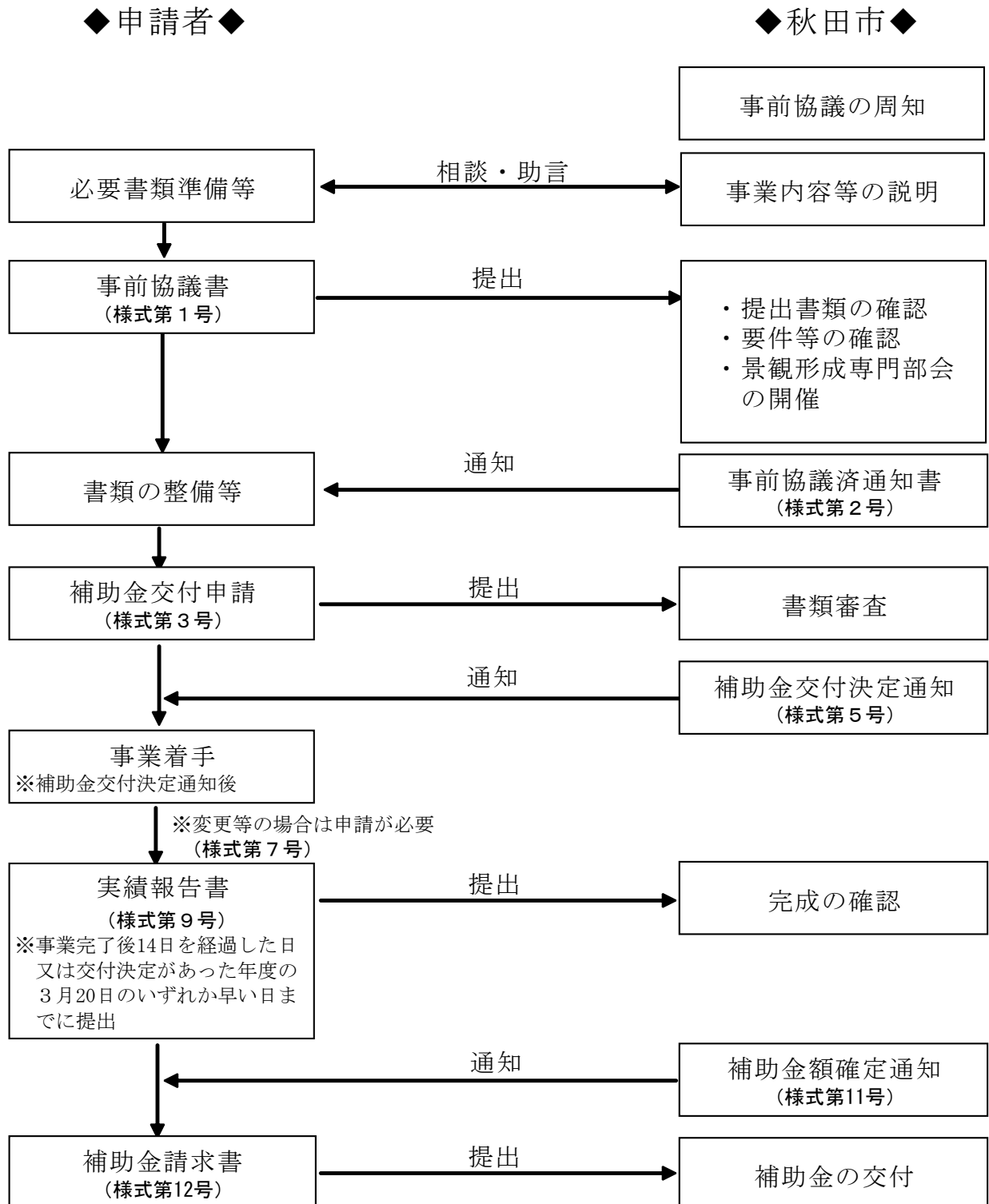
補助対象事業および行為等は下記表を参考としてください。

種別	対象事業	対象行為	補助対象基準	実施例	補助金の限度額
建造物	当該建造物本体に要する修理・改修	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 仕上げ部分およびそれに伴う下地部分の修理並びに改修で外観に係る行為</li> <li>2 構造耐力上主要な部分の修理又は改修</li> <li>3 耐震補強の必要性が認められた構造補強</li> <li>4 屋外の木製部分の防腐処理</li> <li>5 景観向上のため、在来の部材および工法への復元行為</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 原則として対象物の建築と同じ工法・構造を用いること。やむを得なくその他の工法・構造とする場合は、当時の状態をできるだけ再現した様態を保持したものとする。</li> <li>2 使用材料は建築時と同等又は、それ以上の耐久性を有する物を使用すること。ただし入手および加工が困難なものについては、当時の風合いを再現できる意匠とした場合はこの限りでない。</li> <li>3 色彩については、基本的に従前と同色の系統とする。</li> </ol>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・屋根の葺き替え</li> <li>・屋根の塗り替え</li> <li>・外壁の張り替え</li> <li>・柱および梁の改修</li> <li>・木製建具への交換</li> </ul>	300万円
	当該建造物に付帯する各種設備等の外観修景	公共の場所から見える各種設備等の景観向上のための修理又は改修	建造物本体に要する修理・改修の基準に準ずるほか、事業の補助建造物本体と調和した部材、色彩とすること。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・門の修理・改修</li> <li>・塀の修理・改修</li> <li>・ブロック塀から板塀への改修</li> </ul>	200万円
	当該建造物に付帯する各種設備等に係る景観の阻害要因の解消	公共の場所から見える各種設備等の景観向上のための改善	建造物本体と調和した部材、色彩とすること。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・屋外の建築設備への目隠し</li> <li>・屋外広告物の改善</li> </ul>	
	各事業に係る基本・実施設計	各事業の補助対象基準に適合する基本設計および実施設計	各事業の補助対象基準に沿うこと。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・基本、実施設計</li> </ul>	50万円
樹木	剪定および枝の処理等	樹形の整形のための剪定及び枝の処理	景観に配慮した樹形とすること。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・樹形の整形のための剪定</li> </ul>	30万円
	害虫駆除	病虫害防除および樹勢回復のための薬剤の散布、注入等	樹種に適した病虫害駆除の行為とすること。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・樹勢回復のための薬剤の注入</li> </ul>	

※この表の建造物とは、補助対象となる「歴史的建造物」および「景観重要建造物」

※この表の樹木とは、補助対象となる「景観重要樹木」

4 補助金交付までの流れ



## 5 必要な書類等

### (1) 事前協議

- 1) 秋田市景観重要建造物等事業費補助金交付事前協議書（様式第1号）
- 2) 位置図
- 3) 設計図書 \*設計書、各種図面、使用部材表等
- 4) 工事費見積書 \*補助対象部分を算出しますので、詳細な見積書（工事の内容、使用する材料がわかるもの）をお願いします。
- 5) 現況写真 \*A4用紙に写真を印刷したもの  
\*現状および周辺の状況が確認できるもの  
\*修理等の予定箇所を写したもの

### (2) 交付申請

事前協議の2)から5)に加えて、下記を提出

- 1) 秋田市景観重要建造物等保存事業費補助金交付申請書（様式第3号）
- 2) 事前協議済通知書（様式第2号）の写し
- 3) 事業計画書（様式第4号）
- 4) 市税納税証明書 \*市税に滞納がないことが条件になります。

### (3) 実績報告

- 1) 補助対象事業実績報告書（様式第9号）
- 2) 完成写真
- 3) 事業実績書（様式第10号）
- 4) 工事および委託請負契約書の写し
- 5) 工事および委託代金支払領収書の写し

## 6 留意点

- (1) 対象事業への着手は、補助金交付決定後になります。
- (2) 交付決定後、対象事業の変更のないようご検討の上申請してください。やむを得なく変更する場合は、変更申請書を提出してください。
- (3) 補助金の増額変更へは、対応できない場合があります。
- (4) 補助金の交付を受けて対象事業を行った建造物（付帯する各種設備等も含む）および樹木は、原則、外観の変更、取り壊し、伐採、移植を行うことができません。

## 7 お問い合わせ先

010-8560

秋田市山王一丁目1番1号

秋田市役所

都市整備部 都市計画課 都市環境担当

電話 018-888-5764

FAX 018-888-5763

E-mail ro-urim@city.akita.akita.jp

URL <http://www.city.akita.akita.jp/city/ur/im/default.htm>